

## 議案第 47 号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 30 日提出

渋川市長 高 木 勉

### 渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成 18 年渋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 8 号を削り、同条第 7 号中「建設部」を「建設交通部」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号中「市民部」を「市民環境部」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、第 1 号として次の 1 号を加える。

#### （1） 市長戦略部

第 2 条各号列記以外の部分中「部」を「部等」に改め、同条第 8 号を削り、同条第 7 号中「建設部」を「建設交通部」に改め、同号に次のように加える。

#### キ 交通に関する事項

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号中「市民部」を「市民環境部」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

#### ウ 環境に関する事項

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。）

第 2 条第 3 号中オをカとし、エの次に次のように加える。

#### オ 温暖化対策に関する事項

第 2 条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号エ及びオを削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中ア及びイを削り、ウをアとし、エからキまでをイからオまでとし、オの次に次のように加える。

#### カ 市の財産に関する事項

第2条第1号中クをキとし、ケをクとし、コをケとし、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 市長戦略部

ア 秘書に関する事項

イ 広報及び広聴に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(渋川市環境基本条例の一部改正)

2 渋川市環境基本条例(平成18年渋川市条例第154号)の一部を次のように改正する。

第30条中「市民部環境課」を「市民環境部環境政策課」に改める。

(渋川市都市計画審議会条例の一部改正)

3 渋川市都市計画審議会条例(平成18年渋川市条例第213号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部都市計画課」を「建設交通部都市政策課」に改める。

(渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

4 渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例(平成18年渋川市条例第235号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「水道部」を「上下水道局」に改める。

理 由

組織機構の見直し及び下水道事業等の地方公営企業法の全部適用に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p><u>（1） 市長戦略部</u></p> <p><u>（2） （略）</u></p> <p><u>（3） （略）</u></p> <p><u>（4） 市民環境部</u></p> <p><u>（5） （略）</u></p> <p><u>（6） （略）</u></p> <p><u>（7） （略）</u></p> <p><u>（8） 建設交通部</u></p> <p>（9） （略）</p> <p>（事務の分掌）</p> <p>第2条 <u>部等の分掌する事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 市長戦略部</u></p> <p>    <u>ア 秘書に関する事項</u></p> <p>    <u>イ 広報及び広聴に関する事項</u></p> <p><u>（2） 総務部</u></p> <p>    <u>ア 議会及び行政一般に関する事項</u></p> <p>    <u>イ 行政改革に関する事項</u></p> <p>    <u>ウ 文書及び法規に関する事項</u></p> <p>    <u>エ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>    <u>オ 市の予算その他財務に関する事項</u></p> <p>    <u>カ 市の財産に関する事項</u></p> <p>    <u>キ 契約及び工事の検査に関する事項</u></p> <p>    <u>ク 市税に関する事項</u></p> <p>    <u>ケ その他他の所管に属しない事項</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p><u>（1） （略）</u></p> <p><u>（2） （略）</u></p> <p><u>（3） 市民部</u></p> <p><u>（4） （略）</u></p> <p><u>（5） （略）</u></p> <p><u>（6） （略）</u></p> <p><u>（7） 建設部</u></p> <p><u>（8） 水道部</u></p> <p><u>（9） （略）</u></p> <p>（事務の分掌）</p> <p>第2条 <u>部</u>の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 総務部</u></p> <p>    <u>ア 秘書に関する事項</u></p> <p>    <u>イ 広報及び広聴に関する事項</u></p> <p>    <u>ウ 議会及び行政一般に関する事項</u></p> <p>    <u>エ 行政改革に関する事項</u></p> <p>    <u>オ 文書及び法規に関する事項</u></p> <p>    <u>カ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>    <u>キ 市の予算その他財務に関する事項</u></p> <p>    <u>ク 契約及び工事の検査に関する事項</u></p> <p>    <u>ケ 市税に関する事項</u></p> <p>    <u>コ その他他の所管に属しない事項</u></p>

(3) 総合政策部

- ア 市政の総合企画及び調整に関する事項
- イ 情報化に関する事項
- ウ 統計に関する事項

(4) 市民環境部

- ア 市民生活及び市民活動に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ウ 環境に関する事項

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域污水处理に関する事項を除く。）

オ 温暖化対策に関する事項

カ 男女共同参画に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 建設交通部

- ア 道路及び河川に関する事項
- イ 国土調査に関する事項
- ウ 住宅及び建築に関する事項
- エ 都市計画に関する事項（下水道に関する事項を除く。）
- オ 土地区画整理に関する事項
- カ 緑化推進に関する事項
- キ 交通に関する事項

(9) (略)

(2) 総合政策部

- ア 市政の総合企画及び調整に関する事項
- イ 情報化に関する事項
- ウ 統計に関する事項

エ 市の財産に関する事項

オ 交通に関する事項

(3) 市民部

- ア 市民生活及び市民活動に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域污水处理に関する事項を除く。）

エ 環境に関する事項

オ 男女共同参画に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 建設部

- ア 道路及び河川に関する事項
- イ 国土調査に関する事項
- ウ 住宅及び建築に関する事項
- エ 都市計画に関する事項（下水道に関する事項を除く。）
- オ 土地区画整理に関する事項
- カ 緑化推進に関する事項

(8) 水道部

ア 下水道に関する事項

イ 地域污水处理に関する事項

(9) (略)

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表  
澁川市環境基本条例（平成18年澁川市条例第154号）の一部改正  
（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第30条 審議会の庶務は、<u>市民環境部環境政策課</u>において行う。</p>	<p>（庶務） 第30条 審議会の庶務は、<u>市民部環境課</u>において行う。</p>

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表  
澁川市都市計画審議会条例（平成18年澁川市条例第213号）の一部改正  
（附則第3項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第7条 審議会の庶務は、<u>建設交通部都市政策課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第7条 審議会の庶務は、<u>建設部都市計画課</u>において処理する。</p>

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成18年渋川市条例第235号）の一部改正

（附則第4項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組織）                      第4条（略）                      2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道局</u>を置く。</p>	<p>（組織）                      第4条（略）                      2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道部</u>を置く。</p>